

# 南丹市国際交流協会

## 会則

# 会 則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は南丹市国際交流協会（以下「協会」という。）という。  
英語標記\_Nantan International Association

(目的)

第2条

協会は、多文化交流を通じて市民の国際感覚を高め、世界に開かれた「ひと」と「まち」づくりに寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 協会の事務所は、南丹市国際交流会館に置く。

(事業)

第4条 協会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 交流と多文化体験
- (2) 情報の収集と提供
- (3) 国際理解の啓発・知識の普及
- (4) 在住外国人が安心して暮らせるためのまちづくり
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 協会は、本会の目的に賛同する一般会員、学生会員及び企業・団体会員をもって組織する。

- 2 本会に入会しようとする者（市内在住・在勤）は入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 3 会員は第14条に規定する会費を納入しなければならない。
- 4 本会を退会しようとする者は退会届出書を会長に提出しなければならない。

## 第2章 役員等

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く

- (1) 顧問 若干名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 2名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 理事 若干名
- (7) 監事 2名

- 2 会長、副会長、事務局長および会計は理事の互選による。

(役員職務)

第7条 会長は、協会を代表し会務を総轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、協会の事務および会計を管理し、事務局を総轄する。
- 4 会計は、協会の会計事務を管理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、会務を審議、執行する。
- 6 監事は、協会の事業および会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間を引き継ぐものとする。
- 3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務と責任を負うものとする。
- 4 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(顧問)

第9条 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会に出席して助言することができる。

(事務局)

第10条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を配置する。
- 3 事務局の職員は、有給とし、その組織および運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

### 第3章 会議

(総会)

第11条 総会は、毎年1回会長がこれを招集する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを招集することができる。

- 2 総会は、会員をもって構成し、過半数の出席をもって成立するものとする。
- 3 総会の議長は、出席者の中から選出する。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。
- 5 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 事業報告および事業計画の承認に関する事。
  - (2) 予算の決定および決算の承認に関する事。
  - (3) 役員を選出に関する事。
  - (4) 会則の改正に関する事。
  - (5) その他、会長が必要と認めた事項。

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長、事務局長、会計および理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が招集する。

3 会長は必要に応じ、理事会に理事以外の者を招集することができる。

4 理事会の議長は会長が指名し、これにあたる。

5 理事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 理事会に付議する事項は、次のとおりとする。

(1) 総会に付議すべき議事に関する事。

(2) 事業の執行に関する事。

(3) その他、会長が必要と認めた事項。

(委員会)

第13条 委員会の委員は会長が任命する。

2 委員会は、事業計画を立案し、その事業を実施する。

3 委員会は、次のとおりとする。

(1) 交流事業委員会

(2) 支援事業委員会

(3) 啓発事業委員会

4 委員会に委員長を置き、委員長は委員会で互選する。

5 委員会は、委員長が招集し議事進行を務める。

## 第4章 経費、会費、会計等

(経費)

第14条 協会の経費は、会費、補助金、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

2 前項の会費は、次のとおりとする。

(1) 一般会員 年額 1,000円

(2) 学生会員(高校生以上) 年額 500円

(3) 企業・団体会員 年額1口 5,000円

3 納入された会費は、返還しないものとする。

(年度会計)

第15条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

〈附 則〉

この会則は、平成21年3月28日から施行する。

平成22年5月23日一部改正し、即日施行する。

平成23年5月15日一部改正し、即日施行する。

平成25年4月27日一部改正し、即日施行する。

令和2年4月25日一部改正し、即日施行する。

